

平30福情答申第3号

平成30年6月18日

福岡市長 高島 宗一郎 様  
(保健福祉局高齢社会部監査指導課)

福岡市情報公開審査会  
会 長 田 邊 宜 克  
(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第1項の規定に基づき、平成29年2月21日付け保監第186号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「指定障がい福祉サービス事業所等における不正事案に関する調査に関する資料一式」の非公開決定の件

答 申

**第1 審査会の結論**

「指定障がい福祉サービス事業所等における不正事案に関する調査に関する資料一式」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

**第2 審査請求の趣旨及び経過**

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、平成29年1月18日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消し、新たに公文書の公開を決定するよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 平成29年1月6日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。
- (2) 平成29年1月18日、実施機関は、条例第11条第2項の規定により本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 平成29年1月24日、審査請求人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して本件審査請求を行った。

**第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨**

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書において、概ね次のとおり主張している。

- (1) 実施機関は、本件対象文書を公にすることにより、捜査機関による捜査の遂行が困難になるおそれがあり、条例第7条第3号に該当するとの理由で本件決定を行ったとしている。しかし、当該不正事案は、すでに市の会見等によって公になっている上、現時点（審査会注：本件公開請求時）で、捜査機関が捜査

を行うか不明であり、非公開の理由には該当しない。

(2) さらに、実施機関が捜査機関による捜査の遂行が困難になるおそれがあると指摘する情報がある場合は、当該部分を黒塗りにすることで捜査への影響はないと考える。

(3) 本件決定は、公開の除外事項を拡大適用したと言わざるを得ず、もし、これが認められるならば、今後、情報公開制度は形骸化し、実施機関の都合によって、情報の公開、非公開が決定されるということになりかねない。よって、本件決定の取消しと、速やかな情報公開を求めるものである。

## 2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成30年2月21日の当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

### (1) 弁明の趣旨

本件決定は、実施機関が、条例に基づき、慎重に判断した上で行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

### (2) 本件対象文書について

ア 審査請求人が公開を求める文書は、実施機関が平成28年12月27日に公表した、指定障がい福祉サービス事業所等において発生した訓練等給付費の不正受領事件（以下「本件不正受領事件」という。）に関し、当該事業所等が訓練等給付費の不正受領を行ったことを裏付けるために実施機関が実施した調査に関する資料と想定される。

イ そのため、本件不正受領事件に係る事業所等に係る文書のうち、制度本来の手続によってすべての指定サービス事業所等が提出する文書は除き、不正受領の調査に関して作成又は保有に至った文書を本件対象文書として特定した。

### (3) 本件決定を行うに至った理由

① 審査請求人の「当該不正事案は、すでに、市の会見等によって公になっている上、現時点で、捜査機関が捜査を行うか不明であり、非開示の理由には該当しない」との主張について

ア 公文書については、条例第7条により、原則、公開しなければならない

とされているが、一方、同条第3号において、「公にすることにより、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護、犯罪の予防又は捜査その他の市民生活の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報」については非公開とすることができると定められている。

イ 実施機関は、平成28年12月27日付けで本件不正受領事件に係る行政処分を行うとともに、平成29年1月31日付けで被告人らを刑事告訴しているが、本件不正受領事件の発覚から刑事告訴に至るまでの間、不正に係る事実関係の調査・確認とともに、捜査機関への相談・協議を継続的に行っており、審査請求人による公開請求の時点においては、捜査機関との連携の上、被告人らの告訴に向けた準備を進めていたものである。

ウ また、本件不正受領事件は、障がい福祉サービス事業所代表者らが、まったく利用実態のない架空請求を行い、福岡市から不正に報酬（訓練等給付費）を受領したものであることから、実施機関は、詐欺罪に該当するものとして被告人らを刑事告訴することとしていたものであるが、詐欺罪は欺罔行為に係る立証が困難な事案であり、捜査機関も慎重な捜査を行うことが予定されていたものである。そのため、実施機関が保有する本件不正受領事件に係る一連の資料が捜査機関の捜査前に公になると、犯罪を犯した者等が証拠を隠滅したり、犯罪を犯した者の逃走を容易にするなど、犯罪捜査に重大な影響を及ぼし、以降の捜査遂行が困難になることは明らかであった。

エ よって、公開請求の時点において捜査機関が捜査を行うかどうかは不明であったとする審査請求人の主張は妥当ではなく、条例第7条第3号に定める非公開情報に該当すると判断した本件処分に違法性・不当性はない。

② 「実施機関が捜査機関による捜査の遂行が困難になるおそれがあると指摘する情報がある場合は、当該部分を黒塗りにすることで捜査への影響はない」との主張について

ア 条例第6条第1項第2号では、公文書の公開請求を行う者は、公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項を記載した書面を提出しなければならないと定められている。

イ 一方、審査請求人からの公開請求では、「指定障がい福祉サービス事業所等における不正事案に関する調査に関する一式」の公開を求められたことから、実施機関では、公開請求の対象となる公文書を特定し、それぞれの公開の是非を検討する必要があるため、審査請求人に対し、公開請求対象となる公文書を個別・具体的に特定するよう依頼を行った。しかしながら、審査請求人からは、そもそも本件不正受領事件に係る公文書の名称・種類等が不明であることから、公文書の特定はできないとして、同事件に関係する資料の一式の公開を求めるとの回答であった。

ウ このため、実施機関では、本件不正受領事件に関する資料について公開の可否を検討したが、本件不正受領事件は既に刑事告訴に向けた準備を進めていた段階であり、実施機関が保有する公文書のうち、どの公文書が、又は公文書のどの部分が以降の捜査に影響を及ぼすものかについては、捜査手法に関わる捜査機関の秘匿情報に該当するものであり、実施機関が一部公開を独自に判断することは極めて困難な状況にあった。（また、捜査機関からも犯罪を立件する証拠書類となりうる公文書の公開は控えるよう要求がなされていた。）

エ よって、公文書の該当部分を黒塗りすることで、指摘される捜査への影響はないとする審査請求人の主張は妥当ではなく、条例第7条第3号に定める非公開情報に該当すると判断した本件決定に違法性・不当性はない。

#### 第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

##### 1 本件不正受領事件の概要

実施機関によると、本件不正受領事件は、障がい者の就労を支援するサービスの提供に関して、まったく利用実態のない架空請求や水増し請求等を行うことにより、市からの報酬（訓練等給付費）を不正に受領するなどした指定障がい福祉サービス事業所等（計10事業所）に対して、実施機関が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき、指定取消しの行政処分及び返還請求を行い、その後、一部の関係者の刑事告訴に至

った事案である。

## 2 本件対象文書について

実施機関が本件対象文書として特定した文書は多岐にわたるが、当審査会においてこれらを検分したところ、別紙1のとおり14種類に分類できるものであった（本答申時点で本件不正受領事件に係る捜査は終結しており、本答申において別紙1を示しても捜査への支障はないものと判断した）。

これらの文書は、いずれも審査請求人の請求趣旨に合致する文書と認められるものであり、実施機関が他に本件対象文書に該当する文書を作成又は保有していることをうかがわせる事情も認められないことから、実施機関による本件対象文書の特定は妥当と判断し、以下、本件対象文書の条例第7条第3号該当性及び条例第8条による部分公開の可否について検討する。

なお、本答申において本件対象文書の同号該当性を論じるに当たっては、これを公にすることにより犯罪の捜査に支障が生じると想定される期間、すなわち捜査機関によって本件不正受領事件に係る関係者全員の起訴が完了するまでの期間において本件公開請求がなされていることを前提とする。

## 3 条例第7条第3号該当性について

まず、審査請求人が、本件不正受領事件については、本件決定時において捜査機関が捜査を行うかどうか不明であり、条例第7条第3号に該当しないと主張していることについて検討する。

### (1) 条例第7条第3号の定めについて

条例第7条第3号（以下「第3号」という。）は、公にすることにより、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護、犯罪の予防又は捜査その他の市民生活の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報を非公開とすることを定めたものである。

そして、「犯罪の捜査に支障を及ぼす」とは、市には犯罪捜査権はないが、捜査機関からの照会等に対して作成し、又は取得した情報を保有しており、これらの情報を公にすることにより、捜査の遂行が困難となる場合等をいうと解される。

また、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）

では、第3号と同趣旨の非公開情報について、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」（同法第5条第4号）と定めているところ、同法について解説した「詳解 情報公開法」（総務省行政管理局編集，財務省印刷局平成13年2月28日発行）によると、当該規定は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、国の安全等に関する情報と同様、司法審査の場においては、裁判所が、本号に規定する情報に該当するかどうかについての行政機関の長の第1次的な判断を尊重し、その判断が合理性をもつ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かについて審理・判断するのが適当であり、このような規定振りとしているもの」と説明されている。

同法の当該規定は、第3号とは規定振りこそ異なるものの、「捜査（中略）に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められる」という当該規定の解釈は、本件審査請求に係る第3号の解釈にも妥当すると解されることから、当審査会としては、実施機関が行った第3号該当性に係る判断の合理性ないし相当性を審理・判断するものとする。

## (2) 第3号該当性について

当審査会において本件対象文書を検分したところ、これらの公文書には、公開することによって本件不正受領事件の関係者が証拠隠滅や口裏あわせなどの対策を講じるおそれがあり、その結果、事実の発見を困難にし、捜査に支障を及ぼすおそれがあると容易に推定できる情報が含まれていることが認められる。

本件審査請求において、審査請求人は、捜査機関が捜査を行うかどうか不明の状況では第3号の適用はないと主張しているが、実施機関の弁明によれば、本件公開請求時において、実施機関がすでに刑事告訴に向けて捜査機関と協議

を進めていたことが認められ、実施機関が第3号を理由に本件決定を行ったこと自体に不合理な点は認められない。

#### 4 部分公開について

次に、審査請求人が、捜査機関による捜査の遂行が困難になるおそれがある場合は、該当部分を黒塗りにすることで捜査への影響はないと主張していることについて検討する。

##### (1) 条例第8条の定めについて

条例第8条第1項は、実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならないと定めている。

##### (2) 条例第8条該当性について

3, (2)のとおり、本件対象文書には、捜査に支障を及ぼすおそれがあると容易に推定できる情報が含まれていることが認められる一方で、個々の文書や当該文書に記載されている個別の情報の中には、これを公開することにより本件不正受領事件の捜査に支障が生じるか否かが明らかでないものも見受けられるところである。

しかしながら、捜査機関でない実施機関が、多岐にわたる文書ないし情報の中から、捜査に支障を及ぼすおそれがある情報か否かを判断して非公開情報に係る部分を区分することは著しく困難であるといわざるを得ず、実施機関の慎重な判断は、やむを得ないものであったと認められる。

よって、本件公開請求は、条例第8条第1項本文の「非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができるとき」には当たらず、全部非公開とした実施機関の判断に不合理な点は認められない。

以上により、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年2月21日	実施機関からの諮問
平成29年10月31日	実施機関が弁明意見書を提出
平成30年1月10日（第1部会）	審議
平成30年2月21日（第1部会）	実施機関の口頭意見陳述・審議
平成30年3月28日（第1部会）	審議
平成30年4月20日（第1部会）	審議
平成30年5月11日（第1部会）	審議

## 第6 答申に関与した委員

田邊宜克，石森久広，五十川直行，馬場明子

## 別紙1

- ア 本件不正受領事件の発覚の経緯を示す文書
- イ 実地指導の実施に関する書類
- ウ 監査の実施に関する書類
- エ 不正事案に対する行政処分の対処方針に係る起案文書
- オ 指定取消処分に係る聴聞の実施に関する書類
- カ 指定取消処分の起案文書
- キ 行政処分（指定取消し）に係る公示に係る起案文書
- ク 訓練等給付費の返還に係る起案文書
- ケ 刑事告訴についての方針に係る起案文書
- コ 監査に際して行った事情聴取の調書
- サ 関係事業者から提出された顛末書
- シ 不正受領額（月別，事業所別）
- ス 対象事業所の利用者情報
- セ 対象事業所の張込記録